

# 契 約 書 ( 案 )

支出負担行為担当官 関東運輸局長 ○○○○及び独立行政法人自動車技術総合機構  
関東検査部長 ○○○○ (以下「発注者」という。) と ○○○○ (会社名) ○○○○  
(代表者役職) ○○○○ (代表者氏名) (以下「受注者」という。) は、次の条項によ  
り栃木運輸支局管内空調設備シーズンイン点検業務一式に関する請負契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第 1 条 発注者及び受注者は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第 2 条 受注者は、別紙「仕様書」に基づき「栃木運輸支局管内空調設備シーズンイン  
点検業務」(以下「業務」という。)を行い、発注者は受注者にその対価を支  
払うものとする。

(履行場所)

第 3 条 業務の履行場所は別紙「仕様書」のとおり。

(契約期間)

第 4 条 契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(契約金額等)

第 5 条 発注者は、契約金額として、○○○○円(うち消費税及び地方消費税10%○○  
○円を含む)を受注者に支払うものとする。

2 発注者は、前項記載の金額を受注者の請求により支払うものとする。受注者の  
発注者それぞれへの請求金額は別表1の請求額とする。

(契約保証金)

第 6 条 発注者は、この契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を免除するものとし  
る。

(権利義務の譲渡等)

第 7 条 受注者は、発注者の承認を得ないでこの契約によって生じる権利又は義務を第  
三者に譲渡し、又は継承させ、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはな  
らない。

(秘密の保持)

第 8 条 受注者は、この契約に基づく作業の内容及び、この契約上知り得た発注者の秘  
密事項を発注者の承認を得ないで他に漏らし、又は、他の目的に利用してはな  
らない。

(服务等)

第 9 条 受注者は、業務を行うにあたっては発注者の指示に従い、常に善良な管理者の  
注意をもって業務を行わなければならない。

2 受注者は受注者の従事者の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責  
任を負うものとする。

3 発注者は受注者の従事者を不相当と認めたときは、受注者に対して従事者の交

代を求めることができる。

- 4 受注者は、契約の履行にあたっては現場責任者を定め、あらかじめ発注者に通知するものとする。

(監督)

第 10 条 発注者はこの契約の履行に関し、発注者の指定する監督職員に受注者の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

- 2 受注者は、発注者が指定した監督職員の指示に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(事情変更)

第 11 条 発注者及び受注者は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不適當になった場合には、協議してこの契約を変更することができる。

- 2 前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者及び受注者は協議して書面により定めるものとする。

(期日の延長)

第 12 条 受注者は、天災地変、その他受注者の責に帰さない事由により期日までに業務を終了することができないときは、発注者に対してその事由を明らかにして延期を求めることができる。

- 2 前項の求めがあるときは、発注者は内容審査のうえで、その延期を承認することができる。

(検査)

第 13 条 受注者は、毎回業務が終了した都度、発注者の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

- 2 受注者は、第 1 項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
- 3 受注者は第 1 項の規定による検査の結果、不合格のものについては検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをして再度検査を受け、業務を完了させなければならない。
- 4 前項の場合において生ずる一切の費用は、受注者の負担とする。

(契約金額の請求及び支払い)

第 14 条 受注者は、前条の規定により業務を完了したときは、別表 1 の分担額表に基づいて夏期及び冬期毎にとりまとめて発注者それぞれに代金を請求するものとする。

発注者は、受注者から適法な請求書を受領したときは、その日から起算して 30 日以内に当該請求金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延利息)

第 15 条 発注者は、自己の責に帰する事由により前条に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、受注者に対し前項の期間満了の翌日から支払の日までの日数に応じ、年 2.5%の割合で計算した遅延利息を加算して支払う。

- 2 受注者の責に帰すべき事由により所定の期限内に役務を終了しないときは、発注者は期限の翌日から起算して作業終了当日までの遅延した役務に相当す

る金額を乗じた額に対し、年3.0%の割合を以て遅延料を徴収する。

(解除)

第16条 発注者又は受注者は、1ヶ月前に予告して本契約を解除することができる。  
また、発注者は受注者が次の各号の一に該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 所定の期限内に実施する見込みがないことが明らかになったとき。
- 二 この契約の履行に関して、受注者又は使用人等に不正行為があったとき。
- 三 受注者が破産の宣告を受けまたは無能力者となり、若しくは居所が不明となったとき。
- 四 第7条の規定に違反したとき。

五 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の場合において、受注者は、違約金として契約金額から、実行済みの分を差し引いた額の10分の1に相当する額を発注者に支払わなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第17条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、

変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
  - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 四 この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(紛争の解決)

第18条 この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、両者の協議により選任した者のあっせんにより解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、各自これを負担する。

(協議事項)

第19条 本契約書に関し、以上の各条項に疑義を生じたとき、または各条項に定めない事項については、発注者と受注者協議の上、決定する。

上記契約を証するため、本証書三通を作成し、記名捺印のうえ、発注者受注者各一通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 神奈川県横浜市中区北仲通5-57  
横浜第二合同庁舎  
支出負担行為担当官  
関東運輸局長 ○○○○

発注者 東京都品川区東大井1-12-17  
独立行政法人自動車技術総合機構  
関東検査部長 ○○○○

受注者 ○○○○ (住所)  
○○○○ (会社名)  
○○○○ (代表者役職) ○○○○ (代表者氏名)